

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性コリーザ(A・C型)・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン

平成 21 年 3 月 26 日（告示第 421 号） 一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏伝染性コリーザ（A・C 型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.7.2、3.7.4 及び 3.7.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。